

## 平成 31 年第 1 回大田区選挙管理委員会 臨時委員会 議事要旨

日時 平成 31 年 4 月 13 日（土）午後 1 時 25 分

場所 選挙管理委員会室

### 議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について  
公職選挙法第 28 条の規定に基づき、永久選挙人名簿から 1,939 名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について  
公職選挙法第 22 条第 3 項の規定に基づき、永久選挙人名簿に 4,203 名を登録した。
- 3 在外選挙人名簿の登録について  
公職選挙法第 30 条の 6 の規定に基づき、在外選挙人名簿に 9 名を登録した。
- 4 地方自治法第 74 条第 5 項等の規定による数の告示について  
地方自治法第 74 条第 5 項等の規定に基づく数の告示について承認された。
- 5 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙の選挙期日について  
地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第 1 条の規定により選挙期日を定めた。
- 6 選挙公報の掲載申請期限について  
大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 3 条第 2 項に基づき、選挙公報の掲載申請期限について定めた。
- 7 選挙公報の特例配布について  
大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、選挙公報の特例配布について定めた。
- 8 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について  
大田区議会議員及び大田区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関

する条例第 1 条の規定に基づき、平成 31 年 4 月 21 日執行の大田区議会議員選挙及び大田区長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。

- 9 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙におけるポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日について  
公職選挙法第 144 条の 2 第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、ポスターの掲示開始日を定めた。
- 10 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における期日前投票所について  
公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条及び第 41 条第 1 項の規定に基づき、大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における期日前投票所を定めた。
- 11 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における投票所について  
公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における投票日当日投票所を定めた。
- 12 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における選挙会の場所及び日時並びに開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて  
公職選挙法第 78 条、第 79 条の規定に基づき、選挙会の場所及び開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて決定した。
- 13 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について  
公職選挙法第 75 条第 3 項、公職選挙法施行令第 80 条第 1 項の規定に基づき、選挙長及び同職務代理者を選任した。
- 14 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における選挙運動に関する支出制限額について  
公職選挙法第 196 条の規定に基づき、選挙運動に関する支出制限額を定めた。
- 15 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における投票管理者等の選任変更について  
期日前投票については、公職選挙法第 48 条の 2 で適用される同法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、当日投票については、公職選挙法第 37 条

及び第 38 条の規定に基づき、投票管理者等を選任変更した。

16 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について

公職選挙法施行令第 25 条及び同令第 49 条の 7 により適用される同令第 25 条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。

**報告事項**

1 大田区議会議員選挙及び大田区長選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について

公職選挙法第 76 条で準用する第 62 条第 6 項の規定に基づき、選挙立会人のくじを行う場所及び日時を選挙長告示することについて報告した。

2 今後の日程について

今後の日程について確認した。

3 立候補届出受付について

平成 31 年 4 月 14 日（日）に行う立候補届出受付の時間、場所、手順について確認した。